

奨学生募集要項

出願期間 2024年12月15日～2025年1月31日

優秀な学生であって、経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行い、もって教育の振興発展に寄与することを目的とします。

一般財団法人 青森県教育厚生会

1. 出願資格

本会会員又は青森県内に 5 年以上在住する者の子弟であって、かつ、次に該当する者となります。ただし、既に本会の奨学生である者は、除きます。

※子弟とは、子・弟・妹及びその他生計を一にしている被扶養者をいいます。

(1) 大学又は大学院に入学又は在学する者 ※通信教育課程及び短期大学は除きます。

(2) 学資の負担が困難と認められる者

(3) 健康上修学に支障がなく、学業優秀な者

学業優秀な者とは、次のとおりとします。

① 大学入学者

出願時における卒業高等学校の全履修科目評定が 5 段階法において平均 3.0 以上であること。

② 大学又は大学院在学者

当該年次（出願時点の学年）において必要な所定の単位の取得が見込まれていること。

2. 奨学金の貸与金額及び貸与期間

(1) 貸与金額 100 万円 在学期間をとおし「1 回のみ」の貸与とします。

(2) 貸与期間 奨学生が在学する大学及び大学院の最短修業年限の終期までとします。

3. 出願書類

個人番号（マイナンバー）の記載がある書類に関してはお受け取りできませんので、**ご注意ください。**

(1) 奨学生選考願書

連帯保証人（2 名）が必要となります。

① 保護者 1 名

② 奨学生と別生計の青森県内在住者 1 名。ただし、**保護者が本会会員（退職会員・臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を除く）の場合は不要**です。

※連帯保証人は、奨学生が次に該当したときは、返還の責を負わなければなりません。

- ・返還が不能となったとき。
- ・死亡したとき。
- ・特別の事情で返還が困難になったとき。

(2) 成績証明書

① 大学入学者 出身高等学校長が証明するもの

② 大学又は大学院在学者 大学又は大学院の長が証明するもの

(3) 保護者の所得に関する証明書

① 「給与所得の源泉徴収票」の写し、又は市町村発行の所得課税証明書

② 生計を一にしている者で保護者以外に給与所得がある場合も同様とします。

※次のいずれかの条件に該当する場合は、各証明書を保護者の所得に関する証明書に変えて提出することができます。

条 件	提出書類
家計支持者の前年度の住民税（市区町村税所得割合）が非課税である	市区町村役場の発行する「(非) 課税証明書」
家計支持者が生活保護を受給している	福祉事務所の発行する「生活保護受給証明書」
「社会的養護を必要とする人」である（注）	在籍する施設の発行する「施設在籍証明書」 又は児童相談所の発行する「児童（里親）委託証明書」

（注）18 歳になった時点で（18 歳になっていない人の場合は申し込み時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

4. 出願期間

12月15日から1月31日までとします。（当日消印有効）

5. 奨学生の採用

- (1) 採用人員 40名程度
採用はその年度の予算の範囲で行いますので、採用されない場合があります。
- (2) 採用は、奨学生選考委員会（2月）の選考を経て決定します。ただし、採否後に疑義が生じた場合は、理事会の決議を経て行うものとします。なお、受験校全て不合格又は在学者で留年の場合は採用取り消しとします。
- (3) 採用決定後の提出書類
 - ① 奨学金借用証書
 - ② 入学又は在学を証明する書面
合格通知書又は入学許可書の写し、又は在学証明書
 - ③ 保護者と連帯保証人の印鑑登録証明書
 - ④ 奨学金貸与に係わる個人情報の取扱いに関する同意書
- (4) 奨学金は、保護者名義の金融機関の指定口座に送金します。
 - ① 大学入学者 3月中旬以降
 - ② 大学又は大学院在学者 4月以降

6. 奨学金の返還

- (1) 奨学生は、次に該当したときは奨学金を返還しなければなりません。
 - ① 卒業したとき。
 - ② 学業成績又は性向が著しく不良となったとき。
 - ③ 除籍又は退学となったとき。
- (2) 返還方法
(1)の各項に該当したときから起算し、10年の期間において口座振替により半年賦払い（7月・1月）の方法で返還しなければなりません。また、いつでも全部又は一部を繰上げて返還することができます。
1回の返還額 50,000円（返還期間10年）
- (3) 利子
無利子です。ただし、返還を怠ったときは、遅延損害金を徴収します。

7. 返還命令

奨学生が次に該当すると認められるときは、奨学金の全額返還を命じます。

- (1) 奨学金を目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りの申請、届出及びその他不正手段によって奨学金を受けたとき。
- (3) 奨学金の返還を払込期日後4ヵ月以上延滞したとき。

8. 他の奨学金との重複

他団体の奨学生となっている方でも出願できます。

奨学金貸与に係わる個人情報の取扱い

一般財団法人 青森県教育厚生会

1. 個人情報の利用目的

本会は、奨学生出願書類による個人情報を次のように利用し、本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

- (1) 奨学生選考審査及び決定
- (2) 奨学金の返還管理
- (3) 下記2に掲げる業務の実施

2. 債権保全についての個人情報の取扱い

本会は、債権保全に関して、借受人（奨学生）の債務不履行の可能性が極めて高い場合、又は借受人及び連帯保証人に債務不履行が発生した場合は、当該借受人及び連帯保証人の個人情報を次のとおり第三者に提供します。

- (1) 提供先
 - ・連帯保証人
 - ・弁護士及び裁判所
- (2) 提供先における個人情報の利用目的
 - ・債権の保全
- (3) 提供される個人情報の内容
 - ・氏名、年齢、住所、電話番号等の出願書類に記載されている事項
 - ・弁護士及び裁判所等からの債務整理に関して通知された事項

《お問い合わせ・送付先》 （事務局窓口でも受付しています）

〒030-0823 青森市橋本1丁目2-25
一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課 宛
TEL 017-721-1313（事業課） FAX 017-723-2267

持参の場合 受付場所は同上 事業課 奨学金担当まで
※受付時間 8:30～17:15 書類は厳封のこと